

沖縄県立芸術大学「授業公開及び参観」実施要項

1 授業公開及び参観の目的

教員相互の授業公開及び参観を通して、授業設計や方法などの授業運営に係る情報を共有し、相互に研鑽することで、各教員が自身の授業の内容及び方法の改善を図り、もって本学の教育の質の向上に資することを目的とする。

2 授業公開及び参観の実施時期

原則として学年歴に記載している休業期間を除く6月から12月に実施する。

3 対象教員

本学専任教員のうち、教授、准教授、講師、助教を対象とする。

4 対象授業科目

原則として、学部の授業科目とする。ただし、大学院造形芸術研究科及び音楽芸術研究科の授業科目を加えることができる。

5 対象授業の選定方法等

- (1) 学部長及び全学教育センター長（以下「学部長等」という。）は、学部専攻及び全学教育センター（以下「学部専攻等」という。）において授業公開を行う教員（以下「実践教員」という。）を選出し、実践教員は、公開する授業を選定し、FD委員会庶務に報告する。
- (2) 実践教員の数は、年間を通して各学部専攻等の対象教員数の3分の1程度とする。
- (3) FD委員会庶務は、対象授業を取りまとめ、様式1により学部長等に報告するとともに、全ての対象教員及び各学部専攻等に周知する。
- (4) 実践教員は、公開する授業のシラバスの写しや資料等を準備し、参観教員に配布する。

6 報告の方法

- (1) 対象教員は、選定された対象授業から必ず一コマ以上参観することとし、参観を希望する授業を指定された期日までにFD委員会庶務に報告する。
- (2) FD委員会庶務は、参観する教員（以下「参観教員」という。）数を取りまとめ、実践教員に報告する。
- (3) 授業公開後は、実践教員と参観教員間で意見交換を行い、参観教員は参観レポート（様式2）を作成し、実践教員及びFD委員会庶務に提出する。
- (4) 実践教員は、実践レポート（様式3）を作成し、FD委員会庶務に提出する。
- (5) FD委員会庶務は、実践レポート及び参観レポートを取りまとめ、学部長等並びに授業公開・評価等実施部会（以下「実施部会」という。）に報告する。

7 授業公開及び参観の実施状況報告

実施部会は、授業公開及び参観の実施状況等を取りまとめ、FD委員会に報告する。

8 レポートの公開

レポート執筆者及び授業実践者の両方が公開に同意している場合は、実践レポート及び参観レポートを公開する。ただし、公開の範囲は当面、本学の教授、准教授、講師、助教に限定する。

附則

この要項は、平成29年11月1日から施行する。

附則

この要項は、平成31年3月22日から施行する。

附則

この要項は、令和元年9月19日から施行する。

附則

この要項は、令和2年6月12日から施行する。

附則

この要項は、令和4年5月2日から施行する。

附則

この要項は、令和6年3月25日から施行する。

附則

この要項は、令和6年8月16日から施行する。